

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
小型無人機対処器材移動局検査	仕 様 書 番 号	
	警 ー 1	
	作 成	令和5年 11月 20日
	作 成 部 隊 等	航空学校宇都宮校 総務課

1 総 則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊北宇都宮駐屯地における「小型無人機対処器材移動局検査」について規定する。

1.2 用語の定義

「小型無人機対処器材移動局検査」とは、器材の送受信電波の実測値の点検をすることをいう。

2 一般事項

2.1 実施時期

令和6年3月29日迄に実施

細部実施時期については、契約後に調整

2.2 実施場所

陸上自衛隊北宇都宮駐屯地とし、詳細は官側と調整すること。

2.3 その他

本仕様書に規定していない事項は、官側担当者との調整による。

3 役務に関する要求

3.1 小型無人機対処器材の移動局検査における項目

番号	項 目
1	空中線電力偏差
2	送信周波数偏差
3	占領周波数帯幅
4	送信スプリアス（不要発射）の強度
5	受信感度

3.2 規格

監視装置MM2

3.3 その他

役務実施の際に不明な点を認めた場合は、速やかに官側担当官に報告するとともに、官側担当官の指示を受けること。

4 情報の保全

契約の相手方は、本契約の履行によって直接または間接を問わず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、それらの部外への利用、公表などを防衛省の許可なく行ってはならない。

5 安全管理

本役務の遂行に際しては安全対策を確実に行うとともに、現場周辺の整理整頓に留意すること。

6 監督及び検査

6.1 監督官

契約相手側は役務履行にあたり、官側が指定する監督官の立会のもと点検を実施し、契約内容に適応するための必要な指示及び統制を受けるものとする。

6.2 検査官

契約相手側は役務履行の完了にあたり、その履行が内容に適合しているか否について官側の指定する検査官の確認を受けるものとする。

7 調整先

陸上自衛隊航空学校宇都宮校 総務課 警備訓練班
028-658-2125 (内 227)